



No.605
3 分間
税ミナール
令和6年1月11日

ヤマダ総合公認会計士事務所
代表 山田良平
〒124-0012
東京都葛飾区立石 1-12-11 ヤマダビル
TEL:03-3694-6091
FAX:03-3691-6680

賃上げ促進税制、中小企業に5年間の繰越控除を創設

令和6年度税制改正の柱の一つは、物価高に負けない構造的・持続的な賃上げの動きをより多くの国民に広げ、効果を深めるため、基準を超える賃上げを行った企業の法人税を減税する賃上げ促進税制を強化することとされています。全法人向けの措置について見直した上で、その適用期限が3年延長されます。

見直しとしてまず、原則の税額控除率を10%(現行15%)に引き下げ、税額控除率の上乗せ措置を、前年度から給与総額を4%以上増やした場合は税額控除率に5%が加算されます。5%以上増やした場合は10%、7%以上の場合は15%がそれぞれ加算されます。

一方、賃上げのけん引役として期待される常時使用する従業員数2000人超の大企業については、継続雇用者の給与等支給額の増加に応じた控除率の上乗せについて、さらに高い賃上げ率の要件が創設され、従来の3%以上、4%以上に加え、5%以上、さらには7%以上の枠が設けられ、賃上げを促していくとしています。

また、税額控除率の上乗せ措置には、従来からある教育訓練費の実施に対するものがありますが、教育訓練費の額の比較教育訓練費の額に対する増加割合が10%以上であり、かつ、教育訓練費の額が雇用者給与等支給額の0.05%以上である場合は、税額控除率に5%が加算されます。これに加えて、子育てとの両立支援が要件のプラチナくるみん認定、又は女性活躍支援が要件のプラチナえるぼし認定を受けている場合には、税額控除率に5%を加算する措置が創設されます。

さらに、従業員数が2000人以下の中堅企業枠が新設、前年度からの給与総額の増加割合が3%以上の場合は税額控除率に10%を、4%以上の場合は15%をそれぞれ加算する措置が設けられます。加えて、教育訓練費の増加割合が10%以上の場合の税額控除率5%の加算と、子育て支援等のくるみん認定を受けている場合の5%の加算がある場合は、大企業と同様に、最大35%が控除できるようになります(控除税額は当期の法人税額の20%が上限)。

中小企業では、賃上げを実施したものの赤字となった場合、新たに最大5年間は減税を繰り越せる繰越控除制度が創設され、これまで制度を利用できなかった赤字企業に対しても賃上げにチャレンジする後押しがされます。中小企業の賃上げに伴う税額控除は、給与総額を1.5%以上増やせば増加分の15%を、2.5%以上増やせば増加分の30%が控除されます。加えて、教育訓練費に係る上乗せ措置は増加割合が5%以上であれば10%加算、さらに子育てに係るくるみん認定の10%加算がある場合は、最大45%が控除できるようになります。

